

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は <u>赤字下線</u>)	修正理由等
2頁23行	第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方 第1章 生涯学習推進計画の策定について 第4節 計画の期間 本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。 なお、社会情勢や教育を取り巻く状況の変化等に対応するため、5年後を目途に必要なに応じて見直しを検討する。	第4節 計画の期間 本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。 <u>令和8年3月の「第8期沖縄県生涯学習審議会提言」を受け、国・県の最新の関連計画との整合・連動を図る中間見直しを実施し、計画後半期(令和9～13年度)における施策の最適化を図った。</u>	提言書1、2頁 I 第四次沖縄県生涯学習推進計画見直しの基本的な考え方、II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化
4頁39行目	(1)これまでの計画との関連 今回の「第四次生涯学習推進計画」は、第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向けて～生涯学習の機会の促進等について～」(令和4年6月)等を受け策定したところである。	「第四次生涯学習推進計画」は、第七期沖縄県生涯学習審議会(答申)「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向けて～生涯学習の機会の促進等について～」(令和4年6月)等を受け策定した。 <u>「第四次生涯学習推進計画」の策定から5年目を迎える令和8年度において、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展や、社会全体でのウェルビーイングの実現に向けた意識の高まりなど、本県を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況変化に対応し、計画後半期における施策の最適化を図るため、令和8年3月の「第8期沖縄県生涯学習審議会提言」を踏まえ、中間見直しを実施した。</u>	提言書1、2頁 I 第四次沖縄県生涯学習推進計画見直しの基本的な考え方、II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
5頁35行	(2) 国の方向性	○令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、2040年以降の社会を見据え、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、次の5つを教育政策の方針とした。 1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 4. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 ○第12期中央教育審議会生涯学習分科会では、令和6年6月に、「生涯学び続ける社会の実現及び全ての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」と「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」について、とりまとめを行った。	令和5年6月「第4期教育振興基本計画」、令和6年6月「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」の内容を追加
5頁36行	(3) 本県の状況 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、知事を本部長、副知事を副本部長とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置している。本部では、生涯学習に関連する事業の総合調整、奨励及び普及に関すること等を行うとともに、これまで三次にわたる沖縄県生涯学習推進計画を策定してきた。	(3) 本県の状況 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、知事を本部長、副知事を副本部長とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置している。本部では、生涯学習に関連する事業の総合調整、奨励及び普及に関すること等を行うとともに、これまで四次にわたる沖縄県生涯学習推進計画を策定してきた。	記載誤りの修正
6頁9行	(4) 市町村の状況 市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率は、令和4年2月時点で77%(平成28年より6ポイント増)となっている。今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」を実施するための環境整備が必要である。	市町村における状況としては、<u>社会情勢の変化に伴い、生涯学習の推進体制や取組が多様化し、各市町村の実情に応じた体制整備が図られている</u>。今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」を実施するための環境整備が必要である。	多様化する生涯学習推進体制をより実態に即して反映させるために、調査手法の見直しを検討する

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
7頁1行	第4節 推進の方向性 (1) 新しい時代の生涯学習社会の構築 人生100年時代を踏まえたマルチステージ(多様で豊かな生き方・暮らし方ICT(情報通信技術)等の先端技術を取り入れたSociety5.0、誰一人として取り残さない「持続可能な開発目標」(SDGs)など社会の変化や課題を踏まえた新しい生涯学習社会の構築を図る。	(1) 新しい時代の生涯学習社会の構築 <u>人生100年時代における多様で豊かな生き方(マルチステージ)や生成AIなどのデジタル技術の進展、多様性を認め合う共生社会の実現など、社会の変化や課題に対応し、すべての県民のウェルビーイングにつながる持続可能な生涯学習社会の構築を目指す。</u>	提言書2頁 IV 生涯学習の推進の方向性 方向性1
7頁7行	(2) 生涯学習の現状の調査・分析 社会の激しい変化や多様な生涯学習の現状を捉えるために、「生涯学習審議会」「社会教育委員の会議」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会」「おきなわ県民カレッジ運営委員会」等を活用し、委員である有識者や社会教育・生涯学習関係者による調査・分析等を行う。	(2) 生涯学習の現状の調査・分析・ <u>公開</u> <u>社会の変化やマルチステージにおける生涯学習の現状を捉えるために、「生涯学習審議会」、「社会教育委員の会議」等を活用し、有識者や社会教育・生涯学習関係者による調査・分析等を行うとともに、その結果を県施策に活かすほか、広く一般的に活用できるよう公開していく。</u>	提言書3頁 IV 生涯学習の推進の方向性 方向性2 提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 3 調査のあり方・方法について、さまざまな改善や工夫を施す
7頁13行	(3) 総合的な教育施策としての生涯学習の推進 教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育施策として生涯学習を推進していく。	(3) 総合的な教育施策としての生涯学習の推進 <u>教育基本法に定める生涯学習の理念、誰もが生涯学び続け、成果を活かせる社会の実現に向け、共に学び支え合う共生社会・将来を担う人材育成を目指し、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育施策として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をはじめ、社会総がかりの切れ目のない支援体制構築による生涯学習を全庁的に推進していく。</u>	提言書3頁 IV 生涯学習の推進の方向性 方向性3

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
7頁17行	(4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習の推進 「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会を実現するため、市町村等の行政、学校や大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等多くの関係機関・団体等と更なる連携・協働を推進する。 今後は、これらの県や市町村及び関係機関・団体等が培ってきた取組や情報を沖縄県生涯学習推進センターに集約し、学習情報等を発信する仕組みの強化を図る。 また、情報共有を継続的に行い、市町村及び関係機関・団体等の「よさ」を生かした新たな連携・協働や島しょ性等の地域性も踏まえた生涯学習推進体制を構築する。	(4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習の推進 <u>「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会の実現を目指し、行政、学校、民間教育機関、企業、NPOなど多様な主体との連携・協働を推進し、これらの取組や情報を沖縄県生涯学習推進センターに集約・発信し、学習を促進する仕組みを強化する。</u> <u>また、情報共有や満足度調査を継続的に実施し、各機関・団体の「よさ」を生かした新たな連携や、島しょ性等の地域性を発揮した生涯学習推進体制を人材とデジタル技術を活用して構築し、生涯学習推進の充実を図る。</u>	提言書3頁 生涯学習の推進の方向性 方向性4
新規		(5) 社会教育人材の育成 <u>学習者と支援者が相互に作用し、共に成長する持続可能な生涯学習社会の実現に向け、一人一人が生涯にわたり主体的に学び続けるための基盤と態度を育む機会を創出するとともに、その学習活動を効果的に支え、促進し、地域づくりに役立つ専門的な知見を持つ社会教育人材の育成に努める。</u>	提言書3頁 社会教育人材の育成 方向性5

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
11頁5行	(施策の方向と主な取組) ① 障害のある人の生涯を通じた学習活動の支援 障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮についての学びをととして、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働のもと、障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校から学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築による学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく。 ◆学校教育における交流及び共同学習の推進 ◆学校卒業後における障害のある人の学びの場づくり ◆生涯学習分野における合理的配慮の推進 ◆障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備 ◆障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進 ◆企業及び障害者就業・生活支援センター等との連携による働く場の推進 ◆デジタル社会におけるアクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会均等の推進	(施策の方向と主な取組) ① 障害のある人の生涯を通じた学習活動の支援 障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮についての学びをととして、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働のもと、障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校から学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築による学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく。 ◆学校教育における交流及び共同学習の推進 ◆学校卒業後における障害のある人の学びの場づくりと地域支援体制の構築 ◆生涯学習分野における合理的配慮の推進 ◆障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備 ◆障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進 ◆企業及び障害者就業・生活支援センター等との連携による働く場の推進 ◆デジタル社会におけるアクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会均等の推進	提言書1頁 II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化 2 社会の担い手の育成と共生社会の実現
13頁28行	第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進 (現状と課題) ○生涯スポーツの推進については、「県民の体力・スポーツに関する意識調査」(令和3年度)によると、週1日以上スポーツをする割合は58.3%と、全国平均の56.4%と比べて1.9ポイント高い状況にある。男女別でみた場合は、男性の実施率63.2%に対して、女性は54.3%と約9ポイントの開きがある。	○<u>県民の体力・スポーツに関する意識調査や沖縄県民向け運動スポーツ実施調査に関するアンケートにおいては、健康増進や体力向上に対する県民の意識は依然として高いものの、日常生活における運動習慣の定着については、世代間における格差や性別による実施率の差が見られる。</u>	直近(令和7年度実施)の沖縄県民向け運動スポーツ実施調査に関するアンケートにおいて、働く世代と高齢層との「世代間格差」や、依然として男性の実施率が女性を上回る「性別による差」が確認されているため。

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
15頁39行	第6節 国際交流・協力の推進 (現状と課題) ○本県の外国人登録数は令和2年6月末現在において2万591人となっており、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対応した環境づくりに取り組む必要がある。	○本県における外国人登録者数は、<u>近年の世界的な移動の再開や国際化の進展に伴い増加傾向にあり、国籍や言語、文化的背景の多様化が一段と進んでいる。これに伴い、海外からの移住者や滞在者、その家族が地域社会の一員として安心して暮らし、共に学び合える多文化共生社会の構築に向けた学習・生活環境づくりや、県民の異文化・国際理解の向上が強く求められている。また、地域社会の一員としての主体的な参画を支援するとともに、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒への受け入れ体制の充実など、学校教育から社会教育に至る切れ目のない柔軟な学習機会の提供を図る必要がある。</u>	令和7年1月万国津梁会議「多文化共生社会の構築に関する提言書」の要約
19頁37行	第2章 学びを高めるつながりづくり 第1節 多様な主体との連携・協働の推進 (現状と課題) ○ 学びを高めるつながりづくりに関しては、社会教育担当部局のみならず他の部局においてもそれぞれの課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、NPO等の新たな団体の数も年々増加している。さらに企業においてもCSR(企業の社会的責任)活動として教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。 ○ 中央教育審議会の答申において、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが指摘されており、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携の強化が求められている	第1節 多様な主体との連携・協働の推進 (現状と課題) ○ 学びを高めるつながりづくりに関しては、社会教育担当部局のみならず他の部局においてもそれぞれの課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、NPO等の新たな団体の数も年々増加している。さらに企業においてもCSR(企業の社会的責任)活動として教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。 ○ 中央教育審議会の答申において、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが指摘されており、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携の強化が求められている。 ○ <u>地域課題が複雑化・多様化する中で、地域の潜在的課題を捉えて住民の主体性を育む伴走者としての社会教育行政の役割が重要性を増している。地域課題の解決に寄与する社会教育人材を養成し、養成された専門的人材を、首長部局の施策や民間企業、実際の地域活動等と効果的に結びつける仕組みづくりが求められている。</u>	提言書2頁 II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化 4 持続可能な社会に向けての社会教育の役割

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は <u>赤字下線</u>)	修正理由等
20頁18行	(施策の方向と主な取組) ② 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保 持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る必要があることから、地域社会や産学官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築するとともに、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組む。 ◆地域人材の掘り起こしやネットワークづくり	(施策の方向と主な取組) ② 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保 持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る必要があることから、地域社会や産学官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築するとともに、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組む。 ◆地域人材の掘り起こしやネットワークづくり <u>◆「社会教育士」や「社会教育主事」等の専門的知見を持つ人材の活躍機会の拡充、および首長部局や民間企業、地域づくり団体等とのコーディネート・マッチングの推進</u>	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 4 教育施策推進のための人材育成
21頁20行	第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 (現状と課題) ○ 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割¹と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。 ○ 地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う 地域コーディネーターと地域連携担当教員等の関係強化を図る必要がある。	第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 (現状と課題) ○ 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割¹と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。 ○ 地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う 地域コーディネーターと地域連携担当教員等の関係強化を図る必要がある。 <u>○ 子どもたちの学びの場を学校から地域社会へと広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えるためには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を単に連携させるだけでなく、相互に補完・高め合う存在として「一体的に推進」していくことが不可欠である。しかしながら、本県におけるコミュニティ・スクールの導入率は全国平均と比較して低い状況にあり、一体的推進の鍵となる地域学校協働活動推進員の担い手不足や、その専門性・資質の向上が大きな課題となっている。</u>	提言書2頁 II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化 3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
22頁1行	(施策の方向と主な取組) ② コミュニティ・スクールとの一体的な推進 「地域とともにある学校」に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、相乗効果を発揮していくことが必要である。 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。 ◆コミュニティ・スクール導入の推進 ◆好事例の収集・情報提供	(施策の方向と主な取組) ② コミュニティ・スクールとの一体的な推進 「地域とともにある学校」に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、相乗効果を発揮していくことが必要である。 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、<u>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、社会総がかりでの切れ目のない教育・支援体制の構築を図る。</u> ◆コミュニティ・スクール導入の推進 ◆好事例の収集・情報提供	提言書3頁 IV 生涯学習の推進の方向性 方向性3 総合的な教育施策としての生涯学習の推進
28頁25行	第6節 男女共同参画の推進 (現状と課題) ○令和2年度に実施した県民意識調査によると、男女の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会教育活動」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・習慣・しきたり」、「社会全体」のすべての項目で前回(平成27年度)より平等であると感じている割合は低下しており、依然として、男女の不平等感が高い状況である。	<u>○令和7年度に実施した男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査によると、男女の地位の平等感については、「法律や制度上」では前回(令和2年度)調査より低下しているものの、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会活動」、「政治の場」、「社会通念・習慣・しきたり」、「社会全体」の項目では前回(令和2年度)調査より向上しており、特に、「家庭生活」(45.1%)や「職場」(43.8%)の分野において大きく上昇している。しかしながら、「政治の場」で74.4%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で74.4%の県民が「男性優遇」と感じており、これらの分野や「社会全体」(男性優遇:69.1%)における不平等感は依然として高い状況にある。</u>	令和7年度実施の男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査を反映

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
30頁9行	第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備 第1章 社会教育施設の充実強化 第1節 図書館と読書活動 図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っており、読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援している。 また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。 公共図書館や書店がなく、学校図書館のみしかない地域が離島・へき地地域に集中しており、読書環境の格差が広がっていることや、子どもの発達段階が上がるにつれて読書時間の減少傾向がみられるなどの課題がある。	第1節 図書館と読書活動 図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っており、読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援している。 また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。 公共図書館や書店がなく、学校図書館のみしかない地域が離島・へき地地域に集中しており、読書環境の格差が広がっていることや、子どもの発達段階が上がるにつれて読書時間の減少傾向がみられるなどの課題がある。 <u>デジタル化の進展や、障害のある人の包摂的な学習機会の確保という観点から、公共図書館等における「読書バリアフリー」のさらなる推進を図る。</u>	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 2 社会教育施設のバリアフリー整備及び合理的配慮とアクセシビリティ指針の理解促進
30頁20行	(施策の方向) ① 図書館は「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また図書館総合目録システム等情報ネットワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。 ② 医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う。 ③ 図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対し、設置に向けた支援及び助言を行う。	(施策の方向) ① 図書館は「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また図書館総合目録システム等情報ネットワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。 ② 医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う。 ③ 図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対し、設置に向けた支援及び助言を行う。 <u>④ すべての人が容易に読書活動を楽しめる環境を整備するため、県立図書館と市町村立図書館が連携し、アクセシブルな書籍等の拡充と、その利活用の促進を図る。</u>	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 2 社会教育施設のバリアフリー整備及び合理的配慮とアクセシビリティ指針の理解促進

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
39頁20行	第3章 ICT技術等の活用 第1節 デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上 (施策の方向) ① 家庭教育の充実を図るため、保護者のリテラシー向上に向けた講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ② 地域全体のメディアリテラシーやデジタルリテラシーの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ③ 公務員や民生委員などのリテラシーやスキルの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ④ デジタル社会の進展に合わせたスキルの向上を図るための研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ⑤ オンライン・オフライン双方で、より責任を伴った市民や社会の一員になるために、デジタル・シチズンシップ教育を推進する。	第1節 デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上 (施策の方向) ① 家庭教育の充実を図るため、保護者のリテラシー向上に向けた講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ② 地域全体のメディアリテラシーやデジタルリテラシーの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ③ 公務員や民生委員などのリテラシーやスキルの向上を図るための講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 ④ デジタル社会の進展に合わせたスキルの向上を図るための研修会等の開催や活動への支援に取り組む。 <u>⑤ 生成AIなど急速に進歩するデジタル技術の生涯学習への活用を視野に入れ、オンライン・オフライン双方で責任ある社会の一員として行動できるよう、情報の本質を批判的に見極める力(情報モラルや批判的思考力)を培うとともにデジタル技術を主体的に活用して社会に参画する「デジタル・シチズンシップ教育」を総合的に推進する。</u>	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 5 生涯学習におけるAI活用

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
40頁1行	第2節 デジタル社会における学びの充実 Society5.0 の実現により、時間的、空間的な制約を超えた学びがより一般的になることが予想され、新しい技術を活用した学びは、一人ひとりの習熟度や興味関心によって個別最適なプログラムの提供を可能にしたり、学びに必要な費用の低減につなげたりすることが期待される。 また、ICTを活用した遠隔の学習や個別の学習と、対面での学習や協働での学習を組み合わせる効果的に実施するなど、多様な学習形態の検討も重要となる。 さらに、ICTの活用は、生涯学習で学んだ成果を発信したり、蓄積したりする手段としても有効活用できる。	第2節 デジタル社会における学びの充実 Society5.0 の実現により、時間的、空間的な制約を超えた学びがより一般的になることが予想され、新しい技術を活用した学びは、一人ひとりの習熟度や興味関心によって個別最適なプログラムの提供を可能にしたり、学びに必要な費用の低減につなげたりすることが期待される。 また、ICTを活用した遠隔の学習や個別の学習と、対面での学習や協働での学習を組み合わせる効果的に実施するなど、多様な学習形態の検討も重要となる。 さらに、ICTの活用は、生涯学習で学んだ成果を発信したり、蓄積したりする手段としても有効活用できる。 <u>AIやICT技術は、一人ひとりの習熟度や興味関心に応じた「個別最適な学び」を支援する有効なツールとして期待される一方で、場所や環境に左右されず、誰もが不安なく活用できる仕組みが必要とされる。</u>	提言書2頁 II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化 6 デジタル社会に即した生涯学習環境の整備
40頁13行	(施策の方向) ① 学習者による学習成果の蓄積方法や効果的な活用等について検討する。 ② デジタル化が進む中でリアルな体験が不足しているため、リアルに集う場や実体験の学びの場の提供に努める。 ③ 離島や遠隔地に居住する人を含め、県民の学習機会を拡充するため、デジタル情報を利活用した学びの機会の提供に努める。 ④ 全ての人が地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室やオンラインによる会話を楽しめる場の提供等の支援に努める。 ⑤ 図書館等において、デジタルアーカイブのオープンデータ化等に取り組み、ICTの利活用の促進を図る。	(施策の方向) ① 学習者による学習成果の蓄積方法や効果的な活用等について検討する。 ② デジタル化が進む中でリアルな体験が不足しているため、リアルに集う場や実体験の学びの場の提供に努める。 ③ <u>離島や遠隔地に居住する人、移動が困難な高齢者や障害者等、すべての県民が場所を問わず自動的に学べるよう、ICTを活用した遠隔講義配信システムの利用促進や、個別最適なデジタル学習プログラムの開発・提供に継続して取り組み、デジタル情報を利活用した学びの機会の提供に努める。</u> ④ 全ての人が地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室やオンラインによる会話を楽しめる場の提供等の支援に努める。 ⑤ 図書館等において、デジタルアーカイブのオープンデータ化等に取り組み、ICTの利活用の促進を図る。	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 5 生涯学習におけるAI活用

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は赤字下線)	修正理由等
42頁32行	第4節 デジタル社会の障壁への対応 (施策の方向) ① デジタル・デバインド解消のための学習機会の提供及び民間による取組を含めた情報提供を行う。 ② 図書館における読書バリアフリーを推進する。 ③ 自治体のホームページ等において、障害のある人や高齢者等が利用しやすい情報の発信など、アクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会均等を推進する。	第4節 デジタル社会の障壁への対応 (施策の方向) ① デジタル・デバインド解消のための学習機会の提供及び民間による取組を含めた情報提供を行う。 ② 図書館における読書バリアフリーを推進する。 ③ <u>自治体や社会教育施設のホームページ等における、障害のある人や高齢者等に配慮したWebアクセシビリティ指針に基づく情報保障を徹底し、学びの機会均等を推進する。</u>	提言書2頁 II 社会情勢や教育を取り巻く環境の変化 6 デジタル社会に即した生涯学習環境の整備
44頁16行	第4章 学びを支える人づくり 第1節 社会教育主事有資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置 また、近年の少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業改革の進展などの時代背景を受けて、平成30年12月に出された中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の中では、開かれ、つながる社会教育への進化を図るために学校・家庭・地域住民の連携がこれまで以上に必要とされ、社会教育・生涯学習の推進を支える人材としての、社会教育主事の専門性や資質の向上が重要視されている。	また、近年の少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、<u>デジタル化や生成AIの急激な進展</u>などの時代背景を受けて、<u>令和6年6月の中央教育審議会の議論においては、すべての人のウェルビーイングを実現し、共に学び支え合う生涯学習・社会教育の重要性が強調されている。特に、社会の担い手不足が深刻化する中、地域の潜在的課題を捉え、地域住民の主体性を育む伴走者としての社会教育行政や、社会教育・生涯学習の推進を支える人材の役割がより一層高まっている。このため、社会教育主事の専門性や資質の向上、および「社会教育士」等の専門的知見を持つ社会教育人材のさらなる養成・確保と、多様な主体との連携・協働による新しい時代の社会教育ネットワークの構築や、活躍機会の拡充が極めて重要視されている。</u>	中央教育審議会での議論を最新のものへ修正

第四次 沖縄県生涯学習推進計画中間見直し新旧対照表

現行計画改定箇所(頁、行)	原稿(※該当部分を転記)	改定(案)(※修正部分は <u>赤字下線</u>)	修正理由等
46頁17行	第5章 生涯学習・社会教育関係機関の充実や連携・協働 第1節 大学等高等教育機関との連携 (施策の方向) ① 大学等高等教育機関と連携した学習機会の提供に努めるとともに、学習の相談体制の整備及び充実を図る。 ◆大学等高等教育機関と連携したおきなわ県民カレッジ講座の実施 ・「おきなわ県民カレッジ運営委員会」における協議 ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進	第1節 大学等高等教育機関との連携 (施策の方向) ① 大学等高等教育機関と連携した学習機会の提供に努めるとともに、学習の相談体制の整備及び充実を図る。 ◆大学等高等教育機関と連携したおきなわ県民カレッジ講座の実施 ・「おきなわ県民カレッジ運営委員会」における協議 ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進 ・<u>大学等高等教育機関が持つ教育機能の提供、大学や公立学校等の施設開放および有効活用</u>	提言書3頁 V 生涯学習の推進に当たり取り組むべき具体的事項 1 学校・大学施設の有効活用